

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

(第 193 回国会提出)

地方税法第758条第2項の規定に基づき、この報告書を国会に提出する。

目 次

はじめに

	頁
地方税における税負担軽減措置等の適用状況の概要	1
税負担軽減措置等の適用額及び租税特別措置ごとの影響額の状況	3
1. 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況	4
（1）個人事業税	5
（2）法人事業税	6
（3）不動産取得税	8
（4）自動車取得税	13
（5）軽油引取税	14
（6）自動車税	15
（7）鉱区税	16
（8）狩猟税	17
（9）固定資産税	18
（10）軽自動車税	36
（11）事業所税	37
（12）都市計画税	41
2. 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税）の状況	47
（1）単体法人	48
（2）連結法人	58

<注記事項>

適用額については、次のとおりである。

- (1) 適用額の種類は、税負担軽減措置等の内容によって異なる。例えば、税額控除及び税額を上乗せする特例については「税額」、課税標準の特例については「課税標準（ ）」と表記し、（ ）には、所得、資本金等の額、固定資産の価格などの課税標準の内容を記載している。
- (2) 適用額の総額は、税額控除の特例については税額控除の総額、税額を上乗せする特例については上乗せした税額の総額、課税標準の特例については課税標準から控除した総額を記載している。

例①：課税標準が所得の場合は、控除した所得総額を記載

例②：課税標準が事業所床面積の場合は、控除した床面積（㎡）を記載

はじめに

この報告書は、平成 27 年度の地方税の税負担軽減措置等の適用状況及び国税である法人税の租税特別措置の直接の影響を受ける地方税の税負担軽減措置等の状況についてまとめたものである。

平成 27 年度の地方税の税負担軽減措置等の適用状況については、以下の調査結果をまとめたものである。

- ・ 総務大臣が行った地方税の賦課徴収の状況に関する調査の結果
（道府県税の課税状況等に関する調、「市町村税課税状況等の調」、「自動車税のグリーン化に関する調」、「市町村交付金及び都市計画税に関する調」）
- ・ 法第 389 条第 1 項の規定により総務大臣が決定した同項に規定する価格等に基づき算定した法第 757 条第 3 号に規定する適用額を集計したもの
（総務大臣が決定した償却資産の価格等に基づき算定した適用額を集計）
- ・ 法第 422 条の規定による概要調書に記載された事項
（固定資産の価格等の概要調書）
- ・ 法第 743 条第 3 項の規定による概要調書に記載された事項
（大規模の償却資産に関する概要調書）
- ・ 総務大臣が行った固定資産税の賦課徴収の状況に関する調査の結果
（道府県知事が価格等を決定し、配分した償却資産に関する調）

また、国税である法人税の租税特別措置の直接の影響を受ける地方税の税負担軽減措置等については、「適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税）」としてまとめ、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成 22 年法律第 8 号）第 6 条第 1 項に規定する適用実態調査情報に基づき、推計したものである。

地方税における税負担軽減措置等の適用状況の概要

○種類ごとの税負担軽減措置等の数及び適用額の総額の状況

平成 27 年度分として把握した種類ごとの税負担軽減措置等の数は 212 であり、適用額の総額は以下のとおりである。

税 目	種 類	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)
個人事業税	課税標準 (所得)	1	13,476億円	1	12,994億円	1	12,729億円
法人事業税	課税標準 (付加価値額)					1	1,523億円
	課税標準 (資本金等の額)	10	33,242億円	8	18,181億円	8	18,210億円
	課税標準 (所得)	1	6,898億円	1	5,936億円	1	5,771億円
	課税標準 (収入金額)	3	281億円	3	396億円	3	473億円
	税額	2	20億円	2	17億円	2	20億円
不動産取得税	課税標準 (不動産の価格)	22	76,554億円	22	76,957億円	26	75,770億円
	税額	10	783億円	11	831億円	12	845億円
自動車取得税	課税標準 (自動車の取得価額)	3	1,300億円	3	1,573億円	3	1,891億円
	税額	3	3,124億円	3	2,095億円	3	1,622億円

税目	種類	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)	税負担軽減措置等の数	適用額の総額(注1)
軽油引取税	税額	1	894億円	1	882億円	2	890億円
自動車税	税額	1	53億円	1	111億円	1	80億円
鉱区税	税額	1	0.6億円	1	0.6億円	1	0.6億円
狩猟税	税額	3	0.8億円	3	1億円	5	7億円
固定資産税	課税標準 (固定資産の価格)	69	74,942億円	71	75,697億円	77	79,659億円
	税額	10	1,152億円	11	1,203億円	11	1,254億円
軽自動車税	税額					1	0億円
事業所税	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	25	4,249万㎡ [255億円] _(注2)	25	4,314万㎡ [259億円] _(注2)	25	4,361万㎡ [262億円] _(注2)
	課税標準 (従業者給与総額 (千円))	(10) _(注3)	6,144億円	(10) _(注3)	6,211億円	(10) _(注3)	6,090億円
都市計画税	課税標準 (固定資産の価格)	26	8,171億円	25	8,309億円	29	8,201億円

(注1) 適用額の総額は、1億円未満は四捨五入している。

ただし、適用額の総額が1億円に満たない場合は0.1億円未満を四捨五入している。

(注2) []内の数値は、課税標準(事業所床面積(㎡))に600円/㎡の税率を乗じたものである。

(注3) 上段の税負担軽減措置等と同一の条文で規定しており、総数の212には含まない。

税負担軽減措置等の適用額及び租税特別措置ごとの影響額の状況

地方税における税負担軽減措置等に該当する措置、特例ごとの適用額の総額の状況、適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額の状況は、次のとおりである。

1. 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況

この表は、地方税における税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額の状況について掲載したものである。

[備考]

1. 根拠条文、税負担軽減措置等に該当する措置又は特例の名称及び概要は、いずれも平成 28 年 3 月 31 日現在のものである。ただし、改正により同年 4 月 1 日以後適用される措置については、その改正内容を記載している。
2. 適用期限は、平成 28 年 4 月 1 日現在のものであり、同日前に廃止された制度については、その旨を記載している。

○個人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
72条の49の12	①		社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置	医業等を行う個人については、社会保険診療につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、社会保険診療に係る経費は損金の額に算入しない。	なし	課税標準 (所得)	1,347,584,043	1,299,394,829	1,272,900,502

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○法人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
72条の23	①		社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置	医療法人等については、社会保険診療につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、社会保険診療に係る経費は損金の額に算入しない。	なし	課税標準 (所得)	689,786,978	593,626,895	577,069,655
72条の24の7	⑤		医療法人に係る税率の特例措置	医療法人を特別法人とし、所得のうち年400万円を超える金額については4.6%の軽減税率を適用する。	なし	税額	1,960,754	1,718,203	1,962,197
附9条	①		JR北海道・四国・九州に係る課税標準の特例措置	JR北海道、JR四国及びJR九州について、資本割の課税標準である資本金等の額を、資本金の額に2を乗じて得た額とする。 【平成28年度改正】 JR九州を特例の対象から除外（別途、経過措置を設ける。）	H31. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	351,200,100	351,149,100	351,114,654
附9条	②		承継銀行等に係る課税標準の特例措置	承継銀行及び協定銀行について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額（20億円）とする。	H31. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	10,000,000	10,000,000	10,000,000
附9条	③		銀行等保有株式取得機構に係る課税標準の特例措置	銀行等保有株式取得機構について、資本割の課税標準である資本金等の額を、10億円とする。	H29. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	27,478,679	27,478,679	27,478,679
附9条	④		新関西国際空港株式会社等に係る資本割の特例措置	新関西国際空港株式会社及び指定会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から5/6を乗じた額を控除する。	H31. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	970,392,447	1,140,234,046	1,140,234,046
附9条	⑤		中部国際空港株式会社に係る資本割の特例措置	中部国際空港株式会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から2/3を乗じた額を控除する。	H31. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	55,778,667	55,778,667	55,778,667
附9条	⑥		特定鉄道事業者に係る資本割の特例措置	特定鉄道事業者について、資本割の課税標準である資本金等の額から2/3を乗じた額を控除する。	H31. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	123,344,200	123,344,200	123,344,200
附9条	⑦		東京湾横断道路株式会社に係る資本割の特例措置	東京湾横断道路株式会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から、総資産のうち建設未収金に相当する割合を乗じた額を控除する。	H31. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	89,175,923	89,050,765	88,969,328
附9条	⑧		電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置	収入金課税される他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気供給を行う法人について、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	H29. 3. 31	課税標準 (収入金額)	18,495,372	23,007,416	31,588,772
附9条	⑨		生命保険業に係る収入割の特例措置	心身障害者扶養共済の加入者を被保険者として独立行政法人福祉医療機構と生命保険契約を締結した生命保険会社等について、同契約に基づく収入保険料を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。	当分の間	課税標準 (収入金額)	4,217,169	4,863,612	4,683,214

○法人事業税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
附 9 条	⑩		ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置	収入金課税される他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガス供給を行う法人について、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。 【平成28年度改正】 ガス事業法の改正により事業類型が見直され、託送供給を受ける事業者の範囲が大口供給を行うガス供給事業者からガス小売事業一般へと拡大されたことに伴い、託送供給に係る料金相当額を収入金額から控除する特例措置の対象についても、託送供給を受けて行う大口供給に係る収入金額から、託送供給を受けて行う小売の供給全般に係る収入金額に拡充。	H31. 3. 31	課税標準 (収入金額)	5,342,381	11,700,377	11,040,407
附 9 条	⑪		地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置	株式会社地域経済活性化支援機構（旧株式会社企業再生支援機構）について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額（20億円）とする。	H31. 3. 31	課税標準 (資本金等の額)	21,084,800	21,084,800	24,084,800
附 9 条	⑬ ～ ⑯		所得拡大促進税制	法人税における所得拡大促進税制と同様の要件を満たす法人について、付加価値額から雇用者給与等支給増加額を控除する特例措置を講ずる。	H30. 3. 31	課税標準 (付加価値額)			152,316,835
附 9 条の 2			特定の協同組合等の事業税の税率の特例措置	特定の協同組合等について、所得割の税率を、所得のうち年10億円を越える金額については、5.5%に引き上げる。	なし	税額	0	0	2,135

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

※ 種類の欄に「税額」、「課税標準（所得）」、「課税標準（収入金額）」とある特例措置については、地方法人特別税にも影響は生じているが、この集計表には反映していない。

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
73条の14	⑤		公営住宅等の入居者等が当該公営住宅等を取得した場合の課税標準の特例措置	公営住宅等の入居者等が地方公共団体から当該公営住宅等の譲渡を受けた場合には、不動産取得税の課税標準から1,200万円を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	50,944	39,515	16,745
73条の14	⑥		収用等に伴い代替不動産を取得した場合の課税標準の特例措置	公共事業の用に供する不動産を収用等されて補償金等を受けた者が、当該収用等の日から2年以内に被収用不動産等の代替不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から当該被収用不動産等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	13,965,196	12,308,296	13,016,079
73条の14	⑦		市街地再開発事業（第1種・第2種）の施行に伴い施設建築物の一部等を取得した場合の課税標準の特例措置	市街地再開発事業の施行に伴い従前の宅地等に対応して与えられる施設建築物の一部等を取得した場合、不動産取得税の課税標準から従前の宅地等の価格を控除する。 【平成28年度改正】 都市再開発法の改正により、第1種市街地再開発事業に新たに個別利用区への権利変換手法が導入されることに伴い、当該権利変換手法により従前の権利者が取得する個別利用区内の土地についても、特例措置の適用対象とする。	なし	課税標準 (不動産の価格)	4,364,125	4,736,728	1,396,539
73条の14	⑧		土地区画整理事業等の施行に伴い、代替不動産を取得した場合の課税標準の特例措置	土地区画整理事業、市街地再開発等の施行により清算金等を受けた者が、換地処分公告等の日から2年以内に代替不動産を取得した場合、不動産取得税の課税標準から従前の不動産の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	30,941,286	203,042	112,145
73条の14	⑨		農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により農業振興地域内にある土地を取得した場合の課税標準の特例措置	市町村が行う農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により、農業振興地域内にある土地を取得した場合は、不動産取得税の課税標準から当該交換分合により失った土地の価格に相当する額（農用地区域内にある土地の取得の場合は、当該額と取得した土地の価格の1/3に相当する額のいずれか大きい額）を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	2,137	3,228	2,792
73条の14	⑩		防災街区整備事業の施行に伴い防災施設建築物の一部等を取得した場合の課税標準の特例措置	防災街区整備事業の施行地区内に宅地等を有する者が、事業の施行に伴い当該宅地等に対応して与えられる不動産を取得した場合、不動産取得税の課税標準から従前の宅地等の価格を控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)	359,567	99,745	0
73条の14	⑪		市町村の認可を得た者が取得する家庭的保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接家庭的保育事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格の1/2に相当する額を価格から控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)			0
73条の14	⑫		市町村の認可を得た者が取得する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接居宅訪問型保育事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格の1/2に相当する額を価格から控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)			0

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
73条の14	⑬		市町村の認可を得た者が取得する事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接事業所内保育事業(利用定員が5名以下)の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)について、当該家屋の価格の1/2に相当する額を価格から控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)			3,005
73条の14	⑭		社会福祉法人等が取得する認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置	社会福祉法人等が直接認定生活困窮者就労訓練事業(社会福祉事業として行われるものに限る。)の用に供する不動産について、当該不動産の価格の1/2に相当する額を価格から控除する。	なし	課税標準 (不動産の価格)			2,450
73条の27の2	①		個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後6月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合の税額の特例措置	個人が耐震基準不適合既存住宅を取得した場合において、その個人が、その耐震基準不適合既存住宅の取得後6月以内に、耐震改修を行い、新耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、その耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課される税額から、その耐震基準不適合既存住宅が新築された時に施行されていた地方税法第73条の14①の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。	なし	税額		2,303	5,712
73条の27の3	①		不動産の取得から1年以内に、当該不動産以外の不動産を収用等されて補償金等を受けた場合の税額の特例措置	不動産を取得した者が1年以内に、当該不動産以外の不動産を公共事業の用に供するため収用されて補償金を受けた場合等において、当該不動産が被収用不動産に代わるものと認められるときは、税額から被収用不動産の価格に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。	なし	税額	23,046	82,849	58,504
73条の27の4	①		譲渡担保権者から当該譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転した場合の納税義務の免除	譲渡担保権者が譲渡担保財産を取得した場合において、当該譲渡担保財産の設定の日から2年以内に譲渡担保権者から設定者に譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者の当該譲渡担保財産の取得に対する不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	326,351	1,110,091	507,072
73条の27の5	①		再開発会社が、第2種市街地再開発事業の施行に伴い取得した建築施設の部分等に係る納税義務の免除	再開発会社が、第2種市街地再開発事業の施行に伴い建築施設の部分又は公共施設の用に供する不動産を取得した場合において、建築工事の完了の公告があった日の翌日に、当該建築施設の部分又は当該不動産を譲受け予定者又は国若しくは地方公共団体が取得したときは、再開発会社に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	13,749	1,237	3,731
73条の27の6	①		農地利用集積円滑化団体等が農地等売買事業等の実施により取得した農地等に係る納税義務の免除	農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が、農地売買等事業等の実施により農用地区域内の農地等を取得した場合において、当該土地を取得の日から5年以内に当該事業の実施により売渡等したときは、農地利用集積円滑化団体等に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	24,824	29,999	53,219

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
73条の27の7	①		土地改良区が取得した換地計画において定められた換地に係る納税義務の免除	土地改良区が、土地改良法の規定による換地計画に基づき、一定の創設換地を最終取得者に代わって一時的に取得した場合において、当該換地を取得の日から2年以内に譲渡したときは、土地改良区に係る不動産取得税の納税義務を免除する。	なし	税額	362	1,567	12,047
附10条の2	①		宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置	宅地建物取引業者等が売り渡す新築住宅について、当該新築住宅について最初の使用又は譲渡が行われない場合、当該新築住宅を取得したものとみなされて課税される時期を新築の日から1年とする。	H30. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	76,970,326	80,760,694	79,061,940
附10条の2	②		一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置	新築住宅用の土地に係る減額措置の適用がある期間について、土地の取得から住宅の新築までの期間を3年（当該住宅が居住の用に供するために独立的に区画された部分が100以上ある共同住宅等でやむを得ない事情があると都道府県知事が認めた場合は4年）以内とする。	H30. 3. 31	税額	6,770,720	7,907,937	7,647,329
附11条	①		農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置	農用地利用集積計画に基づき農用地等を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/3を控除する（交換による取得の場合で、取得した土地の価格の1/3に相当する額よりも、交換により失った土地の価格の方が大きいときは、当該失った土地の価格を控除する）。	H29. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	1,727,256	1,727,658	1,706,038
附11条	②		高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置	高規格堤防の整備に係る事業の用地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該土地の上に従前の家屋の代替家屋を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から従前の家屋の価格を控除する。	H30. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
附11条	③		特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置	特定目的会社が資産の流動化に関する法律に規定する資産流動化計画に基づき不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から3/5を控除する。	H29. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	90,118,641	191,267,134	102,281,033
附11条	④		信託会社等が取得する不動産に係る課税標準の特例措置	信託会社等が投資信託の引受けにより、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託約款に従い不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から3/5を控除する。	H29. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	237,918	565,877	475,652
附11条	⑤		投資法人が取得する不動産に係る課税標準の特例措置	投資法人（Jリート）が投資信託及び投資法人に関する法律に規定する規約に従い不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から3/5を控除する。	H29. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	47,265,500	27,314,020	12,699,023

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
附 11 条	⑥		P F I 法に規定する選定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置	P F I 法に規定する選定事業者が国又は地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものである一定の選定事業により公共施設等の用に供する一定の家屋を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する。	H32. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	38, 151	53, 722
附 11 条	⑦		都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する不動産に係る課税標準の特例措置	都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき認定事業の用に供する不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/5を参酌して1/10以上3/10以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合を控除する（特定都市再生緊急整備地域にあっては、不動産取得税の課税標準から1/2を参酌して2/5以上3/5以下の範囲内において都道府県の条例で定める割合を控除する）。	H29. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	30, 120, 179	48, 843, 668	54, 177, 050
附 11 条	⑧		P F I 法に規定する選定事業者が取得する国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置	P F I 法に規定する選定事業者が政府の補助を受けて国立大学の校舎の用に供する家屋を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する。	H32. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	134, 760	0	0
附 11 条	⑨		医療提供施設の開設者が取得する周産期医療施設に係る課税標準の特例措置	医療法に規定する医療計画に定められた医療連携体制に関する事項に従って周産期医療を提供する医療提供施設の開設者が、周産期医療のための施設の用に供する不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から次の割合を控除する。 ・～H25. 3. 31：1/2 ・H25. 4. 1～H27. 3. 31：1/3 ・H27. 4. 1～H28. 3. 31：1/6 【平成28年度改正にて廃止】	廃止	課税標準 (不動産の価格)	2, 756, 550	560, 313	762, 877
附 11 条	⑩		新築の認定長期優良住宅の取得に係る課税標準の特例措置	新築の長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1, 300万円を控除する。	H30. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	19, 132, 961	22, 408, 757	20, 242, 939
附 11 条	⑪		重要無形文化財の公演のための施設等の取得に係る課税標準の特例措置	公益社団・財団法人が文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための用に供する一定の不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する。	H29. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	0	0	0
附 11 条	⑫		農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例措置	農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設を取得した場合には、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額（上限1/2）を価格から控除する。	H29. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	1, 328, 252	458, 082	490, 097

○不動産取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
附 11 条	⑬		新築のサービス付き高齢者住宅に係る課税標準の特例措置	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（床面積30㎡～240㎡）を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1,200万円控除する。	H29. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	49,070,612	67,333,877	71,862,332
附 11 条	⑭		特例事業者が不動産特定共同事業により取得する不動産に係る課税標準の特例措置	不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から1/2を控除する。	H29. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)		0	0
附 11 条の 2	①		住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置	住宅及び土地の取得が行われた場合には、不動産取得税の標準税率を3%とする。	H30. 3. 31	税額	71,102,710	73,906,771	76,063,560
附 11 条の 4	①・ ②		心身障害者を多数雇用する事業所に係る税額の特例措置	心身障害者を多数雇用する事業所（障害者雇用割合が50%以上かつ20人以上障害者を雇用している事業所）の事業主が助成金の支給を受けて当該事業所の事業の用に供する施設を取得した場合（取得の日から3年以上事業の用に供した場合）には、不動産取得税の税額から1/10を減額する。	H29. 3. 31	税額	453	0	0
附 11 条の 4	③		新築のサービス付き高齢者住宅用として取得する土地に係る税額の特例措置	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（床面積30㎡～240㎡）の用に供する新築住宅用土地を取得した場合には、不動産取得税の税額から150万円又は床面積の2倍（200㎡を限度）に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額を減額する。	H29. 3. 31	税額	19,859	46,781	31,349
附 11 条の 4	④・ ⑤		宅地建物取引業者が取得する既存住宅に係る税額の特例措置	宅地建物取引業者が取得する改修工事対象住宅（新築された日から10年以上を経過した住宅であって、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のもの）について、一定の改修工事を行った上、取得の日から2年以内に個人に譲渡し、当該個人が自己の居住の用に供した場合には、当該改修工事対象住宅に係る不動産取得税額から当該改修工事対象住宅の新築時に法第73条の14第1項により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。	H29. 3. 31	税額			107,181
附 11 条の 5	①		宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置	宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で、当該土地とその状況が類似する宅地の価格に比準する価格によって決定されるもの）をいう。）を取得した場合には、不動産取得税の課税標準を1/2とする。	H30. 3. 31	課税標準 (不動産の価格)	7,286,804,130	7,237,039,899	7,218,588,266
附 12 条	① ～ ④		贈与税納税猶予の適用農地等の取得に係る特例措置	農地等の生前一括贈与により受贈者が当該農地等を取得した場合には、不動産取得税の徴収を猶予する。	なし	税額	43,587	39,906	39,614

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○自動車取得税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
附 12 条の 2 の 2	①		過疎バスの取得に係る非課税措置	地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難となっているものの運行に供するバスを取得した場合は、非課税とする。 【平成28年度改正】 適用期限を平成29年3月31日まで一年間延長。	H29. 3. 31	税額	13, 217	11, 860	7, 403
附 12 条の 2 の 2	②		自動車取得税の時限的な非課税措置	一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車（新車に限る。）について非課税とする。 【平成28年度改正】 車両総重量が7.5tを超えるトラック又はバスで平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものを追加。	H29. 3. 31	税額	211, 227, 967	149, 459, 026	92, 722, 981
附 12 条の 2 の 3	② ～ ⑤		自動車取得税の時限的な税率軽減措置	一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車（新車に限る。）について税率を80%、60%、40%又は20%軽減する。 【平成28年度改正】 車両総重量が7.5tを超えるトラック又はバスで平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものを追加。	H29. 3. 31	税額	101, 167, 100	59, 991, 208	69, 478, 054
附 12 条の 2 の 5	① ～ ⑤		中古車の取得に係る課税標準の特例措置	一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車（新車を除く。）について、取得価額から45万円、35万円、25万円、15万円又は5万円を控除する。	H29. 3. 31	課税標準 (自動車の取得 価額)	122, 728, 350	152, 574, 750	132, 302, 250
附 12 条の 2 の 5	⑥ ～ ⑧		バリアフリー性能の優れた自動車の取得に係る課税標準の特例措置	・ノンステップバス（新車に限る。）について、取得価額から1,000万円を控除する。 ・リフト付きバス（新車に限る。）について、取得価額から650万円（乗車定員が30人未満のものにあつては200万円）を控除する。 ・ユニバーサルデザインタクシー（新車に限る。）について、取得価額から100万円を控除する。	H29. 3. 31	課税標準 (自動車の取得 価額)	6, 092, 812	3, 950, 555	9, 383, 865
附 12 条の 2 の 5	⑨ ～ ⑪		先進安全自動車の取得に係る課税標準の特例措置	・車両安定性制御装置及び衝突被害軽減ブレーキを搭載したトラック、バス及び乗用車（乗車定員が10人のものに限る。）（新車に限る。）について、取得価額から525万円を控除する（車両総重量が20t超22t以下のトラックについては、H28. 11. 1～H29. 3. 31までの間に取得されたときは、取得価額から350万円を控除）。 ・車両安定性制御装置又は衝突被害軽減ブレーキを搭載したトラック、バス及び乗用車（乗車定員が10人のものに限る。）（新車に限る。）について、取得価額から350万円を控除する（車両総重量が5t以下のバス及び乗用車（乗車定員が10人のものに限る。）については衝突被害軽減ブレーキを搭載するものに限る）、取得価額から350万円を控除）。	H29. 3. 31	課税標準 (自動車の取得 価額)	1, 180, 550	741, 300	47, 429, 715

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○軽油引取税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
附 12 条の 2 の 7	①		軽油引取税の課税免除の特例措置	船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り等については、免税証の交付があった場合又は都道府県知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課税免除とする。	H30. 3. 31	税額	89,390,764	88,179,503	89,026,301
附 12 条の 2 の 7	⑤		条約等に基づく船舶の動力源に供する免税軽油の譲渡に係る課税免除の特例措置	船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、物品又は役務の相互提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、当該免税軽油の譲渡については、軽油引取税を課税免除とする。	H30. 3. 31	税額			7,062

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○自動車税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
附 12 条 の 3	①	⑧	自動車税のグリーン化特例	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の排ガス性能及び燃費性能を有する自動車について、新車新規登録の翌年度の税率を概ね75%又は50%軽減する。 〔 ・平成24・25年度新車新規登録分 翌年度の税率を概ね50%又は25%軽減 〕 ・新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車について、その翌年度の税率を概ね15%（トラック及びバスは概ね10%）重課する。 〔 ・平成26年度以前課税分 概ね10%重課 〕 <p>【平成28年度改正】 軽課について、基準の切り替えと対象の重点化を行った上で、一年間延長。 重課について、現行の措置内容の適用期限を一年間延長。</p>	H29. 3. 31	税額 (重課分)	25,569,881	26,120,724	38,908,980
						税額 (軽課分)	30,830,244	37,189,271	46,912,944
						税額 (合計)	5,260,363	11,068,547	8,003,964

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」、「自動車税のグリーン化に関する調」を基に作成。

※ 「税額（合計）」欄は、税額（軽課分）－税額（重課分）として算出。

○鉱区税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
180条	②		石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る税率の特例措置	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区についての税率を2/3に軽減する。	なし	税額	60,993	60,582	62,069

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○狩猟税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
700 条の 52	②	一	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録に対する税率の特例措置	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録に対する狩猟税の税率を 1 / 4 に軽減する。	なし	税額	161	199	111
700 条の 52	②	二	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区以外の場所等に係る狩猟者登録に対する税率の特例措置	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区以外の場所等に係る狩猟者登録に対する狩猟税の税率を 3 / 4 に軽減する。	なし	税額	0	0	0
附 32 条	①		対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における課税免除の特例措置	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における狩猟税を課税免除とする。	H31. 3. 31	税額	80, 651	140, 172	351, 322
附 32 条	②		認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録における課税免除の特例措置	認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録における狩猟税を課税免除とする。	H31. 3. 31	税額			378
附 32 条の 2	① ・ ②		有害鳥獣捕獲等許可に基づく許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録における税率の特例措置	有害鳥獣捕獲等許可に基づく許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録における狩猟税の税率を 1 / 2 に軽減する。	H31. 3. 31	税額			343, 715

※ 「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
349条の3	①		一般電気事業者等が新設した変電所又は送電施設に係る課税標準の特例措置	一般電気事業者等が新たに建設した変電所又は送電施設の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 ・変電所 最初の5年度分 価格の3/5 その後の5年度分 価格の3/4 ・送電施設 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	659,313,979	617,972,573	614,696,708
349条の3	②		鉄道事業者等が敷設した新規営業路線の線路設備等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が新たに敷設した鉄軌道に係る線路設備、電路設備等に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3、その後の5年度分 2/3 (うち立体交差化施設に係る橋りょう、高架橋等の線路設備 最初の5年度分 価格の1/6、その後 価格の1/3) ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	357,128,600	309,876,453	287,326,994
349条の3	③		ガス事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る課税標準の特例措置	一般ガス事業者又は簡易ガス事業者が新設したガスの製造及び供給の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3 【平成27年度改正(平成29年4月1日以後の取得分から適用)】 電気事業法等の一部を改正する等の法律の改正に伴い、特例の対象を一般ガス導管事業者が新設したガスの供給の用に供する償却資産とする。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	521,301,149	512,635,625	544,337,916
349条の3	④		農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置	農業協同組合、中小企業等協同組合等が政府の補助又は農業近代化資金等の貸付を受けて取得した共同利用に供する機械及び装置に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/2 【平成28年度改正(平成28年4月1日以後の取得分から適用)】 一定の資金の貸付けを受けて取得した機械及び装置を特例措置の対象から除外する。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	19,291,527	14,918,814	12,279,587
349条の3	⑤		外航船舶等に係る課税標準の特例措置	船舶に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 ・外航船舶 価格の1/6 ・準外航船舶 価格の1/4 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	435,748,105	423,704,866	468,184,575

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
349条の3	⑥		内航船舶に係る課税標準の特例措置	内航船舶(外航船舶及び準外航船舶以外の船舶で、専ら遊覧の用に供する船舶等を除く。)に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	363,327,125	385,979,109	400,198,254
349条の3	⑦		離島航路事業の用に供する船舶に係る課税標準の特例措置	内航船舶(外航船舶及び準外航船舶以外の船舶で、専ら遊覧の用に供する船舶等を除く。)のうち、離島航路整備法に規定する離島航路事業者が専ら離島航路事業の用に供するものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 349条の3⑥の規定により課税標準とされる額に1/3を乗じて得た額	なし	課税標準 (固定資産の価格)	13,170,827	11,378,742	15,519,210
349条の3	⑧		国際路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置	国際路線に就航する一定の航空機で航空法の許可を受けた者が運航するものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/5 (うち国際路線専用機 価格の1/10、国際路線準専用機 価格の2/15)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	562,718,405	566,759,043	646,827,426
349条の3	⑨		主として離島路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置	主として一定の離島路線に就航する70トン未満の航空機で航空法の許可を受けた者が運航するものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/3 その後の3年度分 価格の2/3 (うち30トン未満の小型航空機 無期限 価格の1/4)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2,281,179	2,626,453	3,030,458
349条の3	⑩		日本放送協会の事業用資産に係る課税標準の特例措置	日本放送協会が事業の用に供する一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	177,571,572	179,057,029	178,535,924
349条の3	⑪		(独)日本原子力研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	(独)日本原子力研究開発機構が設置する原子力に関する基礎的研究業務等の用に供する設備及びこれらの設備を収容する家屋に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	22,874,481	21,376,418	30,901,822

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
349条の3	⑫		登録有形文化財等である家屋及びその敷地に係る課税標準の特例措置	登録有形文化財又は登録有形民俗文化財である家屋、登録記念物である家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地、重要文化的景観を形成している一定の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	6,124,857	6,834,477	6,633,888
349条の3	⑬		北海道・東北・北陸・九州新幹線の構築物に係る課税標準の特例措置	北海道・東北・北陸・九州新幹線に係る新たな営業路線の開業のために敷設された鉄道に係る線路設備、電路設備等に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/6 その後の5年度分 価格の1/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	917,266,882	859,170,633	644,050,232
349条の3	⑭		青函トンネル又は本州四国連絡橋に係る鉄道施設に係る課税標準の特例措置	青函トンネル又は本州四国連絡橋に係る鉄道施設の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/6 ※349条の3②又は⑦の規定の適用を受ける償却資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の1/6	なし	課税標準 (固定資産の価格)	177,208,844	169,986,496	159,520,832
349条の3	⑮		公共用水域に係る事業の施行に伴い新設等された鉄軌道の橋りょうの線路設備等に係る課税標準の特例措置	河川その他公共用水域に係る事業の施行に伴う橋りょうの新設等により鉄軌道事業者、軌道経営者が敷設した事業用の線路設備又は電路設備に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3 その後の5年度分 価格の5/6 うち河川管理者による事業の施行により敷設された線路設備等 最初の5年度分 価格の1/6 その後の5年度分 価格の1/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	72,660,587	76,614,277	83,442,268
349条の3	⑯		(独)宇宙航空研究開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(独)宇宙航空研究開発機構が所有し、かつ直接人工衛星等の開発及びこれに必要な施設等の開発業務等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	8,247,969	11,648,203	9,496,657

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
349条の3	⑰		(独)海洋研究開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(独)海洋研究開発機構が所有し、かつ直接海洋に関する基盤的研究開発業務等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	4,741,911	11,574,201	14,405,798
349条の3	⑱		熱供給事業者が新設した熱供給事業用の償却資産に係る課税標準の特例措置	熱供給事業者が新設した熱交換設備、給排水設備、制御設備等の熱供給事業用の一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3 【平成27年度改正にて廃止(平成28年4月1日施行)】	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	52,490,615	48,468,831	48,195,974
349条の3	⑲		(独)水資源機構がダム等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	(独)水資源機構が所有するダム等の用に供する一定の家屋及び償却資産のうち水道又は工業用水道の用に供するものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/2 その後の5年度分 価格の3/4	なし	課税標準 (固定資産の価格)	53,181,996	40,993,054	39,318,068
349条の3	㉓		JR旅客会社等から無償譲渡を受けた特定地方交通線等に係る固定資産に係る課税標準の特例措置	JR旅客会社から特定地方交通線に係る鉄道施設の無償譲渡を受けた者、旧日本国有鉄道清算事業団又は(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構から鉄道施設の無償譲渡を受けた者が当該譲渡により取得し鉄道事業の用に供する固定資産(宿舍等を除く。)に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/4 ※349条の3②、⑤又は㉓の規定の適用を受ける償却資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の1/4 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	111,159,172	105,855,244	99,244,966
349条の3	㉔		(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構が所有し、かつ直接石油代替エネルギー技術の開発及び基盤技術研究に関する業務等の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	23,416,487	24,070,950	15,572,949
349条の3	㉕		(独)科学技術振興機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	(独)科学技術振興機構が所有し、かつ直接新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	5,058,499	5,225,831	6,575,830

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
349条の3	㉓		(独)農業・食品産業技術総合研究機構の業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置	(独)農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ直接農機具の改良に関する試験研究等の用に供する一定の土地に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/3 (うちほ場の用に供するもの 価格の1/6) ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	5,241,391	4,982,376	4,800,167
349条の3	㉔		新関西国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	新関西国際空港株式会社が所有し、又は空港用地の造成事業者から借り受ける固定資産のうち、直接滑走路等の用に供する土地等に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	128,882,670	123,939,685	121,169,640
349条の3	㉕		特定鉄道事業者により新たに敷設された特定鉄道の線路設備等に係る課税標準の特例措置	特定鉄道事業者が新たに敷設した特定鉄道の路線に係る線路設備、電路設備等に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/4 その後の5年度分 価格の1/2 【平成28年度改正にて廃止】	廃止	課税標準 (固定資産の価格)	95,139,047	88,271,542	84,223,444
349条の3	㉖		信用協同組合等の事務所及び倉庫に係る課税標準の特例措置	信用協同組合及び信用協同組合連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の3/5	なし	課税標準 (固定資産の価格)	219,430,701	222,297,551	220,237,603
349条の3	㉗		鉄道事業者等により新たに建設された変電所に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構により新たに建設された変電所の用に供する償却資産でその鉄道事業者等がその事業の用に供する一定のものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の3/5 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	24,647,814	18,544,676	12,687,152
349条の3	㉘		中部国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	中部国際空港株式会社が所有し、かつ直接中部国際空港の設置管理業務等の用に供する一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	24,542,669	23,042,101	21,544,001

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
349条の3	㉔		外国貿易船による物品運送用コンテナに係る課税標準の特例措置	外国貿易のため外国航路に就航する船舶による物品運送の用に供される一定のコンテナに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の4/5	なし	課税標準 (固定資産の価格)	4,204,494	3,123,288	4,415,119
349条の3	㉕		市町村の認可を得た者が家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	市町村の認可を得た者が直接家庭的保育事業(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)			0
349条の3	㉖		市町村の認可を得た者が居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	市町村の認可を得た者が直接居宅訪問型保育事業(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)			0
349条の3	㉗		市町村の認可を得た者が事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	市町村の認可を得た者が直接事業所内保育事業(利用定員5人以下であるもの)に限り、当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)			0
349条の3	㉘		社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	社会福祉法人等が直接認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する固定資産に係る課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)			0
349条の3	㉙		国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務用資産に係る課税標準の特例措置	国立研究開発法人日本医療研究開発機構が所有し、かつ直接医療分野の研究開発等の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)			0
附15条	①		倉庫業者等が新增設した流通機能の高度化に寄与する等の倉庫等に係る課税標準の特例措置	倉庫業者が新增設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫又は附属機械設備に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 倉庫 最初の5年度分 価格の1/2 倉庫の附属機械設備 最初の5年度分 価格の3/4 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成28年度改正(平成28年10月1日以後の取得分から適用)】 流通業務総合効率化促進法に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき取得した一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 ①倉庫事業者が取得した特定倉庫 最初の5年度分 価格の1/2 (うち倉庫に付属する機械設備 最初の5年度分 価格の3/4) ②日本貨物鉄道株式会社以外の鉄道事業者等が取得した貨物運送設備 最初の5年度分 価格の3/5	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	31,232,062	30,593,540	31,572,432

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
附 15 条	②		公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置	<p>次に掲げる公害防止施設に対する固定資産税の課税標準額を、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>①水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場、事業場の汚水又は廃液の処理施設等 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/3 (ロ) その他の資産 1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額</p> <p>②大気汚染防止法に規定する指定物質排出施設から排出、飛散する指定物質の排出、飛散の抑制に資する施設 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額</p> <p>③フッ素系溶剤に係る活性炭利用吸着式処理装置を含むドライクリーニング機 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額</p> <p>④ごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場 価格の1/2</p> <p>⑤産業廃棄物処理施設 価格の1/3</p> <p>⑥公共下水道の使用人が設置した除害施設 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 3/4 (ロ) その他の資産 3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額</p> <p>※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成28年度改正(平成28年4月1日以後の取得分から適用)】 ①テトラクロロエチレン溶剤及びフッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着式処理装置について、適用対象を中小企業者等に限定する。 ②ごみ処理施設のうち石綿含有廃棄物無害化処理用設備を適用対象から除外し、一般廃棄物最終処分場については、課税標準を価格の2/3とする。</p>	H30.3.31	課税標準 (固定資産の価格)	516,557,397	501,396,644	462,866,479

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
附 15 条	③		国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置	航空法の許可を受けた者が運航する一定の航空機に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 ① 最大離陸重量30t未満で特に地方的な路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機 最初の5年度分 価格の1/4 ② 最大離陸重量30t以上50t未満で特に地方的な路線の就航割合が3分の2以上の航空機 最初の1年度分 価格の3/8 その後4年度分 価格の2/5 ③ 最大離陸重量200t未満で地方路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機 最初の5年度分 価格の2/5 ④ 上記①～③のいずれにも該当しない航空機 最初の3年度分 価格の2/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	29年度	課税標準 (固定資産の価格)	180,925,723	254,052,387	250,176,244
附 15 条	④		心身障害者多数雇用事業所の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置	心身障害者を多数雇用する事業所(障害者雇用割合が50%以上かつ20人以上障害者を雇用している事業所)の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等を受けて取得した当該事業所の事業の用に供する一定の家屋に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の5/6	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	160,111	87,927	3,784
附 15 条	⑤		沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の2/3 ※349条の3①に規定する償却資産にあつては、価格の2/3に同項に定める率を乗じて得た額	31年度	課税標準 (固定資産の価格)	95,210,221	95,572,611	91,526,305
附 15 条	⑥		地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	地震防災対策強化区域、南海トラフ地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において新たに取得された地震防災対策の用に供する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の2/3	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	42,889	39,742	15,261
附 15 条	⑦		JR貨物が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例措置	JR貨物が取得し、業務の用に供する一定の新規製造車両(機関車、コンテナ貨車)に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の3/5 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成28年度改正(平成28年度分から適用)】 日本貨物鉄道株式会社が取得した新たに製造された一定の機関車又はコンテナ貨車に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、特例措置の対象を国鉄から承継した車両の更新に限定する。	H30. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	14,435,932	11,823,992	8,794,514

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
附 15 条	⑧ ～ ⑩		特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置	特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策工事により設置された一定の雨水貯留浸透施設に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 2/3 (ロ) その他の資産 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	H30. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	30,467	37,556	59,769
附 15 条	⑪		低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置	燃料電池自動車に水素を充てんするための設備、又は専ら天然ガス自動車に可燃性天然ガスを充てんするための設備で、新たに取得されたものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の2/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	269,789	234,063	101,368
附 15 条	⑫		国際船舶に係る課税標準の特例措置	主として外国貿易のため外国航路に就航する船舶であって、海上運送法に規定する国際船舶であるものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 349条の3⑤の規定により課税標準とされる額に1/3を乗じて得た額	29年度	課税標準 (固定資産の価格)	35,504,331	37,657,483	34,704,494
附 15 条	⑬		整備新幹線の開業に伴いJRから譲渡された並行在来線に係る課税標準の特例措置	整備新幹線の開業に伴いJR旅客会社から特定鉄道事業者に譲渡された並行在来線に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の20年度分 価格の1/2 ※349条の3②、⑤又は⑦の規定の適用を受ける償却資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の1/2	H35. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	8,264,828	8,185,979	7,539,487
附 15 条	⑭		鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成28年度改正(平成28年度分から適用)】 鉄軌道事業者が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象に係る補助金の範囲を拡充する。	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	11,433,522	14,128,897	20,056,441

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
附 15 条	⑮		鉄道事業者等が取得した低床型の新造車両に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者が取得し、事業の用に供する新造車両で、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特殊な構造を有するもの(低床型新造車両)に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	1, 209, 188	1, 263, 382	2, 295, 990
附 15 条	⑯		鉄道事業者等が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者が取得等した新規製造客車で、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギー使用の合理化に資するものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3 (省令で定める事業者等が取得した車両 価格の3/5) ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成28年度改正(平成28年10月1日以後の取得分から適用)】 総合効率化事業者が、新たに貨物事業を運送事業者と共同して行う場合に取得する貨物用鉄道車両を対象に加える。	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	149, 720, 605	119, 338, 798	108, 087, 517
附 15 条	⑰		P F I 法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に規定する選定事業者が事業計画又は協定に従って実施する選定事業(国・地方公共団体がその事務・事業として実施するものであることを証明したものに限り)により取得した家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	H32. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	15, 026, 414	13, 808, 923	13, 351, 442
附 15 条	⑱		認定事業者が都市再生事業により取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置	都市再生特別措置法に基づく認定事業者が、都市再生事業により新たに取得した公共施設等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 3/5 (ロ) その他の資産 3/5を参酌して1/2以上7/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 (都市再生特別措置法に定める特定都市再生緊急整備地域で施行された事業により取得したもの) 最初の5年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して2/5以上3/5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	3, 061, 129	4, 107, 709	5, 740, 311
附 15 条	⑲		成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	成田国際空港株式会社が所有し、かつ直接滑走路等又は航空保安施設の用に供する土地等に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の5/6 【平成28年度改正(平成28年度分から適用)】 ・課税標準の引き上げ 価格の5/6 ⇒ 価格の7/8	29年度	課税標準 (固定資産の価格)	47, 405, 614	40, 981, 321	40, 844, 101

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
附 15 条	⑳		P F I 法の選定事業者が取得した国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に規定する選定事業者が事業計画又は協定に従って実施する選定事業において、政府の補助を受けて取得した国立大学法人の校舎の用に供する一定の家屋又は償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	H32. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	722, 348	839, 694	826, 493
附 15 条	㉑		鉄道事業者等が都市鉄道利便増進事業により取得した施設等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者、鉄軌道施設の貸付を行う法人が都市鉄道利便増進事業により取得した都市鉄道施設・駅附帯施設の用に供する一定の家屋・償却資産に係る固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	433, 338	729, 793	645, 492
附 15 条	㉒		指定会社等が外資埠頭公社から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	外資埠頭公社の民営化に伴い、特定外資埠頭の管理運営に関する法律に基づく指定会社等が、外資埠頭公社からの出資により取得した一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 価格の1/2 (旧公団からの承継資産にあつては3/5)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	61, 187, 847	55, 195, 653	50, 237, 377
附 15 条	㉓		日本郵政公社から承継された固定資産に係る課税標準の特例措置	日本郵便株式会社が所有する固定資産のうち、日本郵政公社の出資に係るものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 価格の3/5 【平成28年度改正(平成28年度分から適用)】 ・課税標準の引き上げ 価格の3/5 ⇒ 価格の4/5	29年度	課税標準 (固定資産の価格)	363, 167, 175	364, 606, 208	356, 062, 147
附 15 条	㉔		鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の家屋又は償却資産のうち政府の補助を受けて取得したのものに対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/4 【平成28年度改正(平成28年4月1日以後の取得分から適用)】 要件である政府の補助金について、一定の補助金を対象から除外	H30. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	569, 740	847, 926	622, 279
附 15 条	㉕		バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づく認定生産製造連携事業計画に従って一定のバイオ燃料を製造する事業者が新たに設置するバイオ燃料製造設備に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/2	H30. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	394, 518	288, 104	627, 250

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
附 15 条	⑳		公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設等に係る課税標準の特例措置	公益社団・財団法人が所有する施設であって、重要無形文化財の公演のための専用の施設の用に供する土地及び家屋に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	28年度	課税標準 (固定資産の価格)	389,392	389,392	422,015
附 15 条	㉑		排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に規定する一定の特定特殊自動車に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/2	H28. 9. 30	課税標準 (固定資産の価格)		0	228,834
附 15 条	㉒		国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾の港湾運営会社が国の無利子貸付又は補助を受けて取得した一定の荷さばき施設等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 国際戦略港湾において 価格の1/2 一定の国際拠点港湾において 価格の2/3	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	2,128,679	4,924,760
附 15 条	㉓		津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置	臨港地区において、津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき取得した港湾施設等に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の4年度分 価格の1/2 【平成28年度改正(平成28年4月1日以後の取得分から適用)】 固定資産税の課税標準額を次の通りとする。 最初の4年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	H32. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	㉔・ ㉕		津波避難施設に係る課税標準の特例措置	平成30年3月31日までに市町村と締結した管理協定の対象となった協定避難施設に係る協定避難用部分又は一定の避難の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 管理協定を締結した日又は償却資産を取得した日の属する年の翌年の1月1日の翌日から起算して5年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	H30. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	㉖		鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得する停車場建物又は停車場設備等に対する固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3 【平成28年度改正(平成28年4月1日以後の取得分から適用)】 設備要件のうちホームドアの対象範囲に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化基本構想に位置付けられた鉄道駅等を加えた。	H30. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	385,984	1,626,156	2,704,598

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
附 15 条	③③		再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	<p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスに限る)に係る固定資産税の課税標準を次のとおりとする。</p> <p>最初の3年度分 価格の2/3</p> <p>【平成28年度改正(平成28年4月1日以後の取得分から適用)】</p> <p>①固定資産税の課税標準額を最初の3年度分価格に次の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>太陽光及び風力 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 2/3 (ロ) その他の資産 2/3を参照して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p> <p>水力、地熱及びバイオマス (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参照して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p> <p>②設備要件を次の通りとする。</p> <p>太陽光 再生特措法に規定する認定を受けたものを除き政府の補助を受けたものを適用対象とする。</p> <p>バイオマス 一定の規模未満の設備を適用対象とする。</p>	H30. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	14, 801, 771	296, 137, 364	787, 347, 401
附 15 条	③④		コージェネレーション設備に係る課税標準の特例措置	<p>一定の熱電併給型動力発生装置(コージェネレーション設備)に係る固定資産税の課税標準を次のとおりとする。</p> <p>最初の3年度分 5/6</p>	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	512, 525	1, 303, 712
附 15 条	③⑤		首都直下地震・南海トラフ地震に備えた駅、路線の耐震補強工事により取得した償却資産に係る課税標準の特例措置	<p>鉄軌道事業者が鉄道施設等の耐震補強工事によって新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準を次のとおりとする。</p> <p>最初の5年度分 2/3</p>	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	473, 345	3, 574, 075
附 15 条	③⑥		都市再生安全確保計画に記載された都市再生安全確保施設に係る課税標準の特例措置	<p>都市再生特別措置法に規定する都市再生安全確保計画に基づき整備する都市再生安全確保施設のうち、同法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫の用に供する家屋に係る固定資産税について、課税標準を次のとおりとする。</p> <p>最初の5年度分 価格に2/3を参照して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額</p>	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	③⑦		資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	<p>港湾法に規定する特定貨物輸入拠点港湾に指定された港湾において、政府の補助を受けて取得した荷さばき施設等に係る固定資産税の課税標準を次のとおりとする。</p> <p>最初の10年度分 価格の2/3</p>	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
附 15 条	⑳		放送ネットワーク災害対策用設備に係る課税標準の特例措置	放送法に規定する基幹放送事業者等が取得した基幹放送設備等のうち、ラジオ放送による災害の場合の放送の確実な実施に著しく資する一定のものに対して課する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の3/4	H30. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	27, 935
附 15 条	㉑		浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置	水防法に規定する洪水浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が同法に規定する浸水防止計画に基づき取得した当該地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための一定の設備に対して課する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 2/3 (ロ) その他の資産 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	11, 839
附 15 条	㉒		ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置	冷媒として自然冷媒(アンモニア、空気、二酸化炭素又は水)のみを使用する一定の業務用冷凍・冷蔵機器に対して課する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 3/4 (ロ) その他の資産 3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	259, 121
附 15 条	㉓		国家戦略特区における特定研究開発事業の用に供する設備に係る課税標準の特例措置	国家戦略特別区域法に規定する認定区域計画に特定研究開発事業の実施主体として定められた者が、国家戦略特別区域の区域内において事業実施計画に基づき取得した当該特定研究開発事業の用に供する一定の機械その他の設備(法人税の即時償却の対象となるものに限る。)に対して課する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の3年度分 価格の1/2	H30. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	0
附 15 条	㉔		認定誘導事業者が認定誘導事業により取得した一定の公共施設等に係る課税標準の特例措置	都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した公共施設等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の4/5 【平成28年度改正(平成28年4月1日以後の取得分から適用)】 固定資産税の課税標準額を次の通りとする。 最初の5年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 4/5 (ロ) その他の資産 4/5を参酌して7/10以上9/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	H30. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	0

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
附 15 条	④		港湾の民有護岸等の耐震化の推進に係る課税標準の特例措置	南海トラフ地震防災対策推進地域等において、国の無利子貸付けを受けて改良された特別特定技術基準対象施設に係る固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3	H30. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)			0
附 15 条の 2	①		JR等が国鉄から承継した固定資産等に係る課税標準の特例措置	次に掲げる固定資産のうち、国鉄改革前において旧市町村納付金の一定の特例措置の適用があったものに対する固定資産税の課税標準額について、当該特例措置(償却資産の区分に応じ、1/6~3/4)と同等の特例措置を講じる。 ①JR各社が国鉄から承継した鉄道事業用資産 ②(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が所有し、かつJR各社に有償で貸し付けている鉄道の用に供する固定資産のうち、国鉄改革前に国鉄に有償で貸し付けていたもの	なし	課税標準 (固定資産の価格)	193, 439, 928	179, 829, 094	166, 940, 478
附 15 条の 2	②		JR北海道等が所有等する本来事業用資産に係る課税標準の特例措置	JR北海道、JR四国又はJR九州が所有し、又は借り受け、若しくは利用する一定の固定資産で、直接その本来の事業の用に供するものに対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2 ※349条の3②、③から⑮まで若しくは⑰、附15条④若しくは③又は附15条の2①の規定の適用を受ける固定資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の1/2 【平成28年度改正(平成28年度分から適用)】 九州旅客鉄道株式会社が所有し又は借り受けている固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止することとし、次の通り経過措置を講ずる。 平成28年度 課税標準を価格の1/2 平成29年度 課税標準を価格の3/5 平成30年度 課税標準を価格の3/5	28年度	課税標準 (固定資産の価格)	510, 914, 556	503, 288, 720	570, 409, 001
附 15 条の 3			JR北海道等が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	JR北海道、JR四国、JR九州又はJR貨物が所有する国鉄から承継した一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の3/5 ※附15条の2①又は附15条の2②の規定の適用を受ける固定資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額の3/5 【平成28年度改正(平成28年度分から適用)】 国鉄改革により九州旅客鉄道株式会社が承継した本来事業用固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止することとし、平成28年度については、課税標準を価格の3/5とする経過措置を講ずる。	28年度	課税標準 (固定資産の価格)	140, 735, 645	138, 527, 420	143, 644, 520

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
附 15 条 の 6			新築住宅に係る税額の減額措置	新築住宅に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の3年度分 1/2 (地上階数3以上の中高層耐火建築物であるものについては最初の5年度分)	H30. 3. 31	税額	97,089,140	95,421,675	95,598,990
附 15 条 の 7			新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置	新築の長期優良住宅に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の5年度分 1/2 (地上階数3以上の中高層耐火建築物であるものについては最初の7年度分)	H30. 3. 31	税額	16,103,509	22,163,681	26,469,679
附 15 条 の 8	①		特定市街化区域農地の所有者等が新築した貸家住宅に係る税額の減額措置	特定市街化区域農地(三大都市圏の特定市における市街化区域内の農地)の所有者等が当該農地の上に中高層耐火建築物である貸家住宅を新築し、かつ貸家の用に供している場合、当該貸家住宅の敷地が良好な居住環境の整備のための公共施設の整備が行われた土地であると市町村長が認めたときは、当該貸家住宅に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の2年度分 2/3 その後の3年度分 1/2	H30. 3. 31	税額	343,079	293,404	234,772
附 15 条 の 8	②		特定市街化区域農地の所有者等が新築する貸家住宅の用に供する旧農地に係る税額の減額措置	特定市街化区域農地の所有者等が転用を届け出た当該特定市街化区域農地(旧農地)の上に貸家住宅を新築し、かつ貸家の用に供している場合、当該貸家住宅の敷地が良好な居住環境の整備のための公共施設の整備が行われた土地であると市町村長が認めたときは、当該旧農地に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の3年度分 1/12	H30. 3. 31	税額	14,802	16,595	12,599
附 15 条 の 8	③		市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	市街地再開発事業の施行に伴い、新築された都市再開発法に規定する施設建築物の一部が従前の権利者に与えられた場合、当該家屋に対して課する固定資産税について、次の割合を減額する。 一定の要件を満たす住宅である場合 居住用の部分 最初の5年度分 2/3 非居住用の部分 最初の5年度分 1/3 ※(都市再開発法に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴う場合は1/4) 住宅以外の家屋である場合 最初の5年間 1/3 ※(都市再開発法に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴う場合は1/4)	H29. 3. 31	税額	526,249	619,248	509,372

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
附 15 条 の 8	④		新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る税額の減額措置	一定のサービス付き高齢者向け住宅に対する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の5年度分 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲において市町村の条例で定める割合	H29. 3. 31	税額	763, 676	1, 541, 247	2, 405, 936
附 15 条 の 8	⑤		防災街区整備事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置	防災街区整備事業の施行に伴い、新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する施設建築物の一部が従前の権利者に与えられた場合、当該家屋に対して課する固定資産税について、次の割合を減額する。 一定の要件を満たす住宅である場合 居住用の部分 最初の5年度分 2/3 非居住用の部分 最初の5年度分 1/3 住宅以外の家屋である場合 最初の5年間 1/3 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	H29. 3. 31	税額	3, 404	7, 536	7, 931
附 15 条 の 9	① ～ ③		耐震改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち新たに一定の耐震改修が行われたもので、耐震基準に適合することが証明されたものに対して課する固定資産税について、改修工事完了時期に応じた次の年度分に限り、1/2を減額する。 H18.1.1からH21.12.31に改修した場合 3年度分 H22.1.1からH24.12.31に改修した場合 2年度分 H25.1.1からH27.12.31に改修した場合 1年度分(通行障害既存耐震不適格建築物は2年度分)	H30. 3. 31	税額	245, 165	217, 035	76, 153
附 15 条 の 9	④ ～ ⑧		バリアフリー改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	平成19年1月1日以前から所在する住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分のうち、人の居住の用に供する部分においてバリアフリー改修工事が行われたもので高齢者等が居住しているものに対して課する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の1年度分 1/3 【平成28年度改正(平成28年4月1日以後の改修工事完了分から適用)】 バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、次の通りとする。 ①対象となる住宅について、平成19年1月1日に存していた住宅から新築された日から10年以上を経過した住宅とする。 ②床面積要件(改修後の住宅の床面積が50㎡以上)を追加する。 ③工事費要件について、50万円超(地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く。)から50万円超(国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く。)とする。	H30. 3. 31	税額	31, 270	29, 999	30, 854

○固定資産税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
附 15 条の 9	⑨ ～ ⑫		省エネ改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置	平成20年1月1日以前から所在する住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分のうち、人の居住の用に供する部分において省エネ改修工事が行われたものに対して課する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の1年度分 1/3 【平成28年度改正(平成28年4月1日以後の改修工事完了分から適用)】 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、次の通りとする。 ①床面積要件(改修後の住宅の床面積が50㎡以上)を追加する。 ②工事費要件について、50万円超から50万円超(国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く。)とする。	H30. 3. 31	税額	100, 879	32, 199	83, 755
附 15 条の 10	① ～ ③		耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る税額の減額措置	建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物のうち、新たに政府の補助を受けて一定の耐震改修が行われたもので、耐震基準に適合することが証明されたものに対して課する固定資産税について、次の割合を減額する。 最初の2年度分 1/2(耐震改修費用の2.5%まで)	H29. 3. 31	税額		0	3, 680

※ 「総務大臣が決定した償却資産の価格等に基づき算定した適用額の集計」、「固定資産の価格等の概要調書」、「大規模の償却資産に関する概要調書」及び「道府県知事が価格等を決定し、配分した償却資産に関する調」を基に作成。

※ 適用期限については、例えば「H29. 3. 31」となっているものは、平成29年3月31日までに取得等された固定資産に対して特例措置の適用があり、「29年度」となっているものは、対象となる固定資産の平成29年度分までの各年度分の固定資産税に関して特例措置の適用があるもの。

○軽自動車税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額（千円）		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
附 30 条			軽自動車税のグリーン化特例（軽課）	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税の税率を軽減する。	H29. 3. 31	税額			0

○事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (㎡、千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
701条の41	①	一	協同組合等の事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	協同組合等が事業の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	4,335,121 [2,601,073千円]	4,407,141 [2,644,285千円]	4,258,669 [2,555,201千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	392,972,545	393,854,393	389,465,572
701条の41	①	二	専修学校、各種学校の教育用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	専修学校又は各種学校において直接教育の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	69,461 [41,677千円]	48,098 [28,859千円]	48,849 [29,309千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	257,858	260,291	284,519
701条の41	①	三	ばい煙等の処理その他公害防止又は資源有効利用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	523,136 [313,882千円]	507,355 [304,413千円]	500,775 [300,465千円]
701条の41	①	四	産業廃棄物の収集、運搬、処分その他公害防止又は資源有効利用事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	産業廃棄物の収集、運搬又は処分その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4、従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	1,437,494 [862,496千円]	1,431,557 [858,934千円]	1,505,844 [903,506千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	7,956,644	7,768,778	8,137,754
701条の41	①	五	家畜市場の資産割に係る課税標準の特例措置	家畜市場について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	5,251 [3,151千円]	5,251 [3,151千円]	5,700 [3,420千円]
701条の41	①	六	生鮮食料品の価格安定目的施設の資産割に係る課税標準の特例措置	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	8,852 [5,311千円]	10,065 [6,039千円]	6,741 [4,045千円]
701条の41	①	七	みそ、しょうゆ、食用酢、酒税法に基づく酒類の製造業者の製造用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	803,381 [482,029千円]	800,663 [480,398千円]	789,562 [473,737千円]

○事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (㎡、千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
701条の41	①	八	木材取引市場、製材等の加工業者又は木材の販売業者の事業用木材保管施設の資産割に係る課税標準の特例措置	木材取引のために開設される市場又は製材、合板の製造、その他の木材の加工を業とする者若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	517,322 [310,393千円]	521,859 [313,115千円]	508,488 [305,093千円]
701条の41	①	九	ホテル、旅館の営業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	ホテル営業又は旅館営業の用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	7,499,022 [4,499,413千円]	7,444,351 [4,466,611千円]	7,525,318 [4,515,191千円]
701条の41	①	十	港湾施設のうち港務通信施設、旅客施設、船舶役務用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	港務通信施設、旅客施設、船舶役務用施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	40,204 [24,122千円]	34,968 [20,981千円]	54,347 [32,608千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	259,560	252,144	192,993
701条の41	①	十一	港湾施設のうち上屋、倉庫の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	港湾施設のうち上屋及び倉庫業者の事業の用に供する倉庫について、事業所税の資産割の課税標準を3/4、従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	6,589,028 [3,953,417千円]	6,700,607 [4,020,364千円]	6,902,975 [4,141,785千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	8,360,933	8,468,315	8,945,507
701条の41	①	十二	外国貿易のため外国航路に就航する船舶の運送コンテナ貨物荷さばき用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設について、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	11,715 [7,029千円]	11,454 [6,872千円]	8,078 [4,847千円]
701条の41	①	十三	一般港湾運送事業、港湾荷役事業用上屋の資産割に係る課税標準の特例措置	一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋について、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	279,091 [167,455千円]	307,220 [184,332千円]	283,126 [169,876千円]
701条の41	①	十四	倉庫業者の事業用倉庫の資産割に係る課税標準の特例措置	倉庫業者が事業の用に供する倉庫について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	17,681,091 [10,608,655千円]	18,170,550 [10,902,330千円]	18,451,979 [11,071,187千円]

○事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (㎡、千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
701条の41	①	十五	タクシー事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	タクシー事業の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	526,636 [315,982千円]	520,971 [312,583千円]	507,069 [304,241千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	134,086,842	133,812,326	128,239,247
701条の41	①	十六	公共飛行場設置施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	公共飛行場設置施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	365,082 [219,049千円]	361,908 [217,145千円]	394,508 [236,705千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	62,241,021	67,529,957	64,407,496
701条の41	①	十七	流通業務地区内に設置されるトラックターミナル、倉庫、上屋、道路貨物運送業用店舗等の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	流通業務地区内に設置されるトラックターミナル、倉庫、上屋、道路貨物運送業の用に供する店舗等について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	883,845 [530,307千円]	925,225 [555,135千円]	911,564 [546,938千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	6,489,514	7,458,719	7,512,879
701条の41	①	十八	流通業務地区内に設置される倉庫業者の事業用倉庫の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	流通業務地区内に設置される倉庫業者の事業の用に供する倉庫に係る事業所税の資産割の課税標準を3/4、従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	754,972 [452,983千円]	766,057 [459,634千円]	779,930 [467,958千円]
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	1,759,180	1,729,544	1,846,235
701条の41	①	十九	特定信書便事業者の事業用施設の資産割及び従業者割に係る課税標準の特例措置	特定信書便事業者の事業の用に供する施設について、事業所税の資産割及び従業者割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	0	0	0
						課税標準 (従業者給与総額(千円))	0	0	0
701条の41	②		心身障害者を多数雇用する事業所等の資産割に係る課税標準の特例措置	障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給に係る施設又は設備に係る事業所等で、雇用する障害者の数が10人以上であり、かつ、障害者の割合が1/2以上である事業所等について、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	なし	課税標準 (事業所床面積(㎡))	35,035 [21,021千円]	32,706 [19,624千円]	37,238 [22,343千円]

○事業所税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (㎡、千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
附 33 条	①		沖縄の特定民間観光関連施設の資産割に係る課税標準の特例措置	平成29年3月31日までに新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	H29. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	0	0	0
附 33 条	②		沖縄の情報通信産業用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置	平成29年3月31日までに新設された情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	H29. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	2,473 [1,484千円]	8,737 [5,242千円]	9,443 [5,666千円]
附 33 条	③		沖縄の産業高度化・事業革新促進事業用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置	平成29年3月31日までに新設された製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	H29. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	0	0	0
附 33 条	④		沖縄の国際物流拠点産業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	平成29年3月31日までに新設された国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を1/2控除する。	H29. 3. 31	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	0	0	466 [280千円]
附 33 条	⑤		特定農産加工業経営改善措置事業用施設の資産割に係る課税標準の特例措置	特定農産加工業者等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設について、法人にあっては平成28年3月31日までに終了する事業年度分、個人にあっては平成28年分までに限り、事業所税の資産割の課税標準を1/4控除する。	H30. 3. 31 (法人) 30年分 (個人)	課税標準 (事業所床面積 (㎡))	122,324 [73,394千円]	124,298 [74,579千円]	121,764 [73,058千円]

※ 「市町村税課税状況等の調」を基に作成。

※ 適用額の総額のうち[]内の数値は、課税標準(事業所床面積(㎡))に600円/㎡の税率を乗じたものである。

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
702条	②		日本放送協会の事業用資産に係る課税標準の特例措置	日本放送協会が事業の用に供する一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	79,760,859	79,748,317	78,818,192
702条	②		(独)日本原子力研究開発機構の研究設備等に係る課税標準の特例措置	(独)日本原子力研究開発機構が設置する原子力に関する基礎的研究業務等の用に供する設備を収容する家屋に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/3 その後の5年度分 価格の2/3	なし	課税標準 (固定資産の価格)	4,598,725	4,128,144	4,072,827
702条	②		登録有形文化財等である家屋及びその敷地に係る課税標準の特例措置	登録有形文化財又は登録有形民俗文化財である家屋、登録記念物である家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地、重要文化的景観を形成している一定の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	5,277,631	5,456,841	5,717,802
702条	②		(独)農業・食品産業技術総合研究機構の業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置	(独)農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ直接農機具の改良に関する試験研究等の用に供する一定の土地に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/3 (うちほ場の用に供するもの 価格の1/6) ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	4,943,162	4,907,028	4,706,458
702条	②		新関西国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	新関西国際空港株式会社が所有し、又は指定会社から借り受ける固定資産のうち、直接本来の事業の用に供する一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。	なし	課税標準 (固定資産の価格)	34,631,932	34,386,730	34,418,399
702条	②		信用協同組合等の事務所及び倉庫に係る課税標準の特例措置	信用協同組合及び信用協同組合連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の3/5	なし	課税標準 (固定資産の価格)	178,208,728	179,305,040	181,041,400
702条	②		中部国際空港株式会社の業務用資産に係る課税標準の特例措置	中部国際空港株式会社が所有し、かつ直接中部国際空港の設置管理業務等の用に供する一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)	2,368,275	2,345,298	2,320,153

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
702 条	②		市町村の認可を得た者が家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	市町村の認可を得た者が直接家庭的保育事業(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の用に供する家屋に係る課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)			0
702 条	②		市町村の認可を得た者が居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	市町村の認可を得た者が直接居宅訪問型保育事業(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の用に供する家屋に係る課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)			0
702 条	②		市町村の認可を得た者が事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	市町村の認可を得た者が直接事業所内保育事業(利用定員5人以下であるもの限り、当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の用に供する家屋に係る課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)			0
702 条	②		社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	社会福祉法人等が直接認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する固定資産に係る課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	なし	課税標準 (固定資産の価格)			0
附 15 条	①		倉庫業者等が新增設した流通機能の高度化に寄与する等の倉庫等に係る課税標準の特例措置	倉庫業者が新增設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 倉庫 最初の5年度分 価格の1/2 ※改正法附則による旧法の特例措置による適用額を含む。 【平成28年度改正(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日以後の取得分から適用)】 流通業務総合効率化促進法に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき取得した一定の家屋に対する都市計画税の課税標準額を次の通りとする。 ①倉庫事業者が取得した特定倉庫 最初の5年度分 価格の1/2 (うち倉庫に付属する機械設備 最初の5年度分 価格の3/4) ②日本貨物鉄道株式会社以外の鉄道事業者等が取得した貨物運送設備 最初の5年度分 価格の3/5	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	19, 395, 089	20, 325, 153	20, 072, 176

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
附 15 条	⑬		整備新幹線の開業に伴いJRから譲渡された並行在来線に係る課税標準の特例措置	整備新幹線の開業に伴いJR旅客会社から特定鉄道事業者に譲渡された並行在来線に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の20年度分 価格の1/2	H35. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	2,063,069	2,270,126	2,055,046
附 15 条	⑰		P F I 法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に規定する選定事業者が事業計画又は協定に従って実施する選定事業(国・地方公共団体がその事務・事業として実施するものであることを証明したものに限り)により取得した家屋に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	H32. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	2,567,376	2,567,376	2,551,599
附 15 条	⑱		認定事業者が都市再生事業により取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置	都市再生特別措置法に基づく認定事業者が、都市再生事業により新たに取得した公共施設等の用に供する一定の家屋に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 3/5 (ロ) その他の資産 3/5を参酌して1/2以上7/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 (都市再生特別措置法に定める特定都市再生緊急整備地域で施行された事業により取得したもの) 最初の5年度分 価格に次の割合を乗じて得た額 (イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2 (ロ) その他の資産 1/2を参酌して2/5以上3/5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	2,343,642	2,757,978	3,221,228
附 15 条	⑲		成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	成田国際空港株式会社が所有し、かつ直接滑走路等又は航空保安施設の用に供する土地等に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の5/6 【平成28年度改正(平成28年度分から適用)】 ・課税標準の引き上げ 価格の5/6 ⇒ 価格の7/8	29年度	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	㉔		P F I 法の選定事業者が取得した国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に規定する選定事業者が事業計画又は協定に従って実施する選定事業において、政府の補助を受けて取得した国立大学法人の校舎の用に供する一定の家屋に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	H32. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	483,565	616,667	616,667

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
附 15 条	⑳		鉄道事業者等が都市鉄道利便増進事業により取得した施設等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者、軌道経営者、鉄軌道施設の貸付を行う法人が都市鉄道利便増進事業により取得した都市鉄道施設・駅附帯施設の用に供する一定の家屋に係る都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の2/3	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	25, 111	25, 111	157, 305
附 15 条	㉑		指定会社等が外貿埠頭公社から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置	外貿埠頭公社の民営化に伴い、特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づく指定会社等が、外貿埠頭公社からの出資により取得した一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の10年度分 価格の1/2 (旧公団からの承継資産にあつては3/5)	なし	課税標準 (固定資産の価格)	32, 639, 581	30, 024, 210	27, 739, 808
附 15 条	㉒		日本郵政公社から承継された固定資産に係る課税標準の特例措置	日本郵便株式会社が所有する固定資産のうち、日本郵政公社の出資に係るものに対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 価格の3/5 【平成28年度改正(平成28年度分から適用)】 ・課税標準の引き上げ 価格の3/5 ⇒ 価格の4/5	29年度	課税標準 (固定資産の価格)	262, 016, 199	283, 107, 186	280, 900, 545
附 15 条	㉓		鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置	鉄道事業者が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の家屋のうち政府の補助を受けて取得したものに対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。 最初の5年度分 価格の1/4 【平成28年度改正(平成28年4月1日以後の取得分から適用)】 要件である政府の補助金について、一定の補助金を対象から除外	H30. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	㉔		公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設等に係る課税標準の特例措置	公益社団・財団法人が所有する施設であつて、重要無形文化財の公演のための専用の施設の用に供する土地及び家屋に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2	28年度	課税標準 (固定資産の価格)	328, 978	398, 089	402, 112
附 15 条	㉕		国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾の港湾運営会社が国の無利子貸付又は補助を受けて取得した一定の荷さばき施設等に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の10年度分 国際戦略港湾において 価格の1/2 一定の国際拠点港湾において 価格の2/3	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
附 15 条	⑳		鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置	<p>鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得する停車場建物又は停車場設備等に対する都市計画税の課税標準を次のとおりとする。</p> <p>最初の5年度分 価格の2/3</p> <p>【平成28年度改正(平成28年4月1日以後の取得分から適用)】 設備要件のうちホームドアの対象範囲に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化基本構想に位置付けられた鉄道駅等を加えた。</p>	H30. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	47, 952	151, 661	180, 498
附 15 条	㉑		都市再生安全確保計画に記載された都市再生安全確保施設に係る課税標準の特例措置	<p>都市再生特別措置法に規定する都市再生安全確保計画に基づき整備する都市再生安全確保施設のうち、同法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫の用に供する家屋に係る都市計画税について、課税標準を次のとおりとする。</p> <p>最初の5年度分 価格に2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額</p>	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	㉒		資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置	<p>港湾法に規定する特定貨物輸入拠点港湾に指定された港湾において、政府の補助を受けて取得した荷さばき施設等に係る都市計画税の課税標準を次のとおりとする。</p> <p>最初の10年度分 価格の2/3</p>	H29. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)	0	0	0
附 15 条	㉓		認定誘導事業者が認定誘導事業により取得した一定の公共施設等に係る課税標準の特例措置	<p>都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した公共施設等の用に供する一定の家屋及び償却資産に対して課する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。</p> <p>最初の5年度分 価格の4/5</p> <p>【平成28年度改正(平成28年4月1日以後の取得分から適用)】 都市計画税の課税標準額を次の通りとする。</p> <p>最初の5年度分 価格に次の割合を乗じて得た額</p> <p>(イ) 大臣配分又は知事配分資産 4/5</p> <p>(ロ) その他の資産 4/5を参酌して7/10以上9/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p>	H30. 3. 31	課税標準 (固定資産の価格)		0	0

○都市計画税

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H28. 3. 31現在)	適用期限 (H28. 4. 1現在)	適用総額 の種類	適用総額 (千円)		
条	項	号					25年度	26年度	27年度
附 15 条 の 2	②		JR北海道等が所有等する 本来事業用資産に係る課 税標準の特例措置	JR北海道、JR四国又はJR九州が所有し、又は借り受け、若しくは利用する一定の固定資産で、直接その本来の事業の用に供するものに対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の1/2 【平成28年度改正(平成28年度分から適用)】 九州旅客鉄道株式会社が所有し又は借り受けている固定資産に係る都市計画税の課税標準の特例措置を廃止することとし、次の通り経過措置を講ずる。 平成28年度 課税標準を価格の1/2 平成29年度 課税標準を価格の3/5 平成30年度 課税標準を価格の3/5	28年度	課税標準 (固定資産の価格)	88,002,640	85,329,086	82,248,134
附 15 条 の 3			JR北海道等が国鉄から承 継した固定資産に係る課 税標準の特例措置	JR北海道、JR四国、JR九州又はJR貨物が所有する国鉄から承継した一定の固定資産に対する都市計画税の課税標準額を次のとおりとする。 価格の3/5 ※附15条の2①又は附15条の2②の規定の適用を受ける固定資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の3/5 【平成28年度改正(平成28年度分から適用)】 国鉄改革により九州旅客鉄道株式会社が承継した本来事業用固定資産に係る都市計画税の課税標準の特例措置を廃止することとし、平成28年度については、課税標準を価格の3/5とする経過措置を講ずる。	28年度	課税標準 (固定資産の価格)	97,420,429	93,060,880	88,833,192

※ 「市町村交付金及び都市計画税に関する調」を基に作成。

※ 適用期限については、例えば「H29. 3. 31」となっているものは、平成29年3月31日までに取得等された固定資産に対して特例措置の適用があり、「29年度」となっているものは、対象となる固定資産の平成29年度分までの各年度分の都市計画税に関して特例措置の適用があるもの。

2. 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税）の状況

財務大臣による適用実態調査の結果に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額は、次のとおりである。

なお、租税特別措置の根拠条文や制度の概要については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を参照されたい。

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成25年度	平成26年度	平成27年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
中小企業者等の法人税率の特例	18,747,121	20,325,905	17,432,905	4,453,662	-	12,979,243	17,432,905	-	
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	4,245,254	4,518,488	3,559,177	909,278	-	2,649,899	3,559,177	-	
(1) 試験研究費の総額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	-	-	①
(2) 中小企業技術基盤強化税制	3,704,736	4,290,794	3,416,360	872,793	-	2,543,567	3,416,360	-	
(3) 特別試験研究費の額に係る税額控除	-	-	6,295	1,608	-	4,687	6,295	-	②
(4) 繰越税額控除限度超過額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	-	-	①
(5) 繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除	191,114	91,231	65,906	16,837	-	49,069	65,906	-	
(6) ① 試験研究費の増加額に係る税額控除	214,406	122,087	62,141	15,875	-	46,266	62,141	-	②
② 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	134,998	14,376	8,475	2,165	-	6,310	8,475	-	②
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	62,811,527	102,129,346	60,171,064	4,239,631	27,640,375	12,355,496	44,235,502	15,935,562	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	387,925	563,538	378,583	96,718	-	281,865	378,583	-	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	34,014,928	42,265,619	44,997,990	3,133,912	20,927,726	9,133,115	33,194,753	11,803,237	
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	2,574,887	3,632,669	3,426,030	875,263	-	2,550,767	3,426,030	-	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成25年度	平成26年度	平成27年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械 等を取得した場合の法人税額の特別控除	72,169	75,363	98,438	25,148	-	73,290	98,438	-	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業 用機械等を取得した場合の特別償却	18,717	11,345	5,570	398	2,519	1,160	4,077	1,493	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業 用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	97,067	61,224	53,684	13,715	-	39,969	53,684	-	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用 機械等を取得した場合の特別償却	0	0	5,178	361	2,408	1,051	3,820	1,358	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用 機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	2,204	827	3,095	791	-	2,304	3,095	-	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機 械等を取得した場合の特別償却		0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機 械等を取得した場合の法人税額の特別控除		0	12,566	3,210	-	9,356	12,566	-	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場 合の法人税額の特別控除	3,293	9,465	6,999	1,788	-	5,211	6,999	-	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の 特別償却		0	2,151	179	797	521	1,497	654	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の 法人税額の特別控除		-	-	-	-	-	-	-	①
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場 合の特別償却	71,507	35,403	172,735	12,051	80,186	35,122	127,359	45,376	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場 合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	①

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成25年度	平成26年度	平成27年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却			37,651	2,622	17,511	7,642	27,775	9,876	
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除			0	0	-	0	0	-	②
雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	956,351	1,204,730	862,749	220,410	-	642,339	862,749	-	②
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	2,219,782	459,567	160,612	11,338	73,634	33,040	118,012	42,600	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除	165,436	144,184	66,653	17,028	-	49,625	66,653	-	②
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	443,790	764,099	819,607	57,084	381,169	166,360	604,613	214,994	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除	196,871	328,672	207,758	53,077	-	154,681	207,758	-	
雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	2,276,051	13,377,994	14,073,068	3,595,309	-	10,477,759	14,073,068	-	②
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却		69,452,884	145,125,359	10,209,621	66,776,653	29,753,752	106,740,026	38,385,333	
生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除		1,029,565	1,393,747	356,067	-	1,037,680	1,393,747	-	②
公害防止用設備の特別償却	6,838	2,582	727	51	338	147	536	191	
船舶の特別償却	3,228,583	3,320,502	3,717,014	265,045	1,685,363	772,417	2,722,825	994,189	
耐震基準適合建物等の特別償却		64,980	22,314	1,598	10,074	4,655	16,327	5,987	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成25年度	平成26年度	平成27年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	346	431	669	56	248	162	466	203	
共同利用施設の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	③
特定農産加工品生産設備等の特別償却	121	495	826	57	384	168	609	217	
特定信頼性向上設備等の特別償却	27,082	0	3,764	313	1,394	912	2,619	1,145	
特定地域における工業用機械等の特別償却	135,317	247,341	104,736	7,729	45,658	22,526	75,913	28,823	
(1) ① 過疎地域における工業用機械等の特別償却	103,595	203,533	73,125	5,426	31,669	15,812	52,907	20,218	
② 振興山村における工業用機械等の特別償却	9,807	21,615	6,953	502	3,111	1,463	5,076	1,877	
(2) ① 半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	7,529	20,668	19,129	1,414	8,319	4,123	13,856	5,273	
② 離島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	0	810	5,292	369	2,461	1,074	3,904	1,388	
③ 奄美群島における産業振興機械等の割増償却	0	715	237	18	98	54	170	67	
④ 振興山村における産業振興機械等の割増償却			0	0	0	0	0	0	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
医療用機器等の特別償却	427,284	300,103	243,776	17,318	110,986	50,470	178,774	65,002	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成25年度	平成26年度	平成27年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	10,276	6,692	7,456	519	3,466	1,514	5,499	1,957	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	39,130	13,010	3,675	262	1,670	762	2,694	981	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却(次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却)	128,286	511,824	4,066	313	1,680	913	2,906	1,160	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	45,785	58,556	75,652	5,427	34,077	15,814	55,318	20,334	
特定都市再生建築物等の割増償却(特定再開発建築物等の割増償却)	578,403	422,237	339,871	28,128	126,755	81,974	236,857	103,014	
倉庫用建物等の割増償却	10,389	12,646	14,457	1,122	5,910	3,272	10,304	4,153	
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	4,799,999	4,893,680	8,480,593	593,078	3,927,011	1,728,399	6,248,488	2,232,105	
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	791,558	1,511,056	2,930,068	216,780	1,273,416	631,757	2,121,953	808,115	
海外投資等損失準備金	392,074	556,211	470,810	120,280	-	350,530	470,810	-	⑤
新事業開拓事業者投資損失準備金		0	1,659	127	691	370	1,188	471	
特定事業再編投資損失準備金		640,573	3,034	211	1,411	616	2,238	796	
金属鉱業等鉱害防止準備金	574	401	335	26	132	78	236	99	
特定災害防止準備金	435,862	228,778	142,369	10,304	63,483	30,029	103,816	38,553	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成25年度	平成26年度	平成27年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
新幹線鉄道大規模改修準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
使用済燃料再処理準備金	9,714,248	9,773,159	4,997,097	415,403	1,850,771	1,210,603	3,476,777	1,520,320	
原子力発電施設解体準備金	0	1,765,113	2,111,020	175,487	781,857	511,418	1,468,762	642,258	
保険会社等の異常危険準備金	15,323,180	18,958,530	17,729,752	1,473,760	6,567,214	4,294,959	12,335,933	5,393,819	
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	5,274,255	6,434,732	6,510,327	541,196	2,411,225	1,577,200	4,529,621	1,980,706	
関西国際空港用地整備準備金	84,397	37,097	0	0	0	0	0	0	
中部国際空港整備準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定船舶に係る特別修繕準備金	679,575	730,085	746,513	55,801	320,432	162,618	538,851	207,662	
中小企業等の貸倒引当金の特例	6,241,062	6,539,387	6,091,511	424,247	2,833,048	1,236,377	4,493,672	1,597,839	
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	7,445,423	7,925,065	4,878,275	404,956	1,810,759	1,180,160	3,395,875	1,482,400	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	3,437,585	2,633,397	1,539,239	127,878	570,630	372,673	1,071,181	468,058	
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	5,318,619	7,074,707	5,115,763	482,617	1,460,347	1,406,484	3,349,448	1,766,315	④
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除	0	0	0	0	0	0	0	0	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成25年度	平成26年度	平成27年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除	0	2,430	9,001	627	4,186	1,827	6,640	2,361	
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得の特別控除		0	0	0	0	0	0	0	
国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業経営基盤強化準備金	1,379,514	1,127,061	2,062,241	143,626	959,110	418,567	1,521,303	540,938	
農用地等を取得した場合の課税の特例	969,566	909,595	907,140	63,178	421,894	184,120	669,192	237,948	
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	16,748,932	26,875,148	9,590,234	746,794	3,906,178	2,176,371	6,829,343	2,760,891	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	19,674,458	28,988,806	13,582,076	1,093,599	5,279,498	3,187,058	9,560,155	4,021,921	
収用換地等の場合の所得の特別控除	5,080,563	4,737,486	4,122,488	292,310	1,880,787	851,875	3,024,972	1,097,516	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	85,002	121,451	66,768	4,764	30,250	13,885	48,899	17,869	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	78,838	81,670	81,635	5,942	36,169	17,315	59,426	22,209	
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	3,581	3,463	849	59	395	172	626	223	
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	65	9,631	55,591	3,875	25,827	11,295	40,997	14,594	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	34,038,658	49,513,767	40,865,065	3,085,103	17,326,537	8,990,865	29,402,505	11,462,560	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成25年度	平成26年度	平成27年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
(1) 所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え	1,243,233	713,436	2,245,619	165,712	978,967	482,932	1,627,611	618,008	
(2) 市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え	49,936	90,246	2,023	163	790	473	1,426	597	
(3) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え	226,334	100,727	108,138	7,532	50,293	21,948	79,773	28,365	
(4) 過疎地域の外から内への買換え		99,224	17,372	1,210	8,079	3,526	12,815	4,557	
(5) 都市機能誘導区域の外から内への買換え		38,143	0	0	0	0	0	0	
(6) 既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え	9,284	47,410	37,692	2,854	15,921	8,317	27,092	10,600	
(7) 農用地区域内にある土地等の買換え	37,257	1,082,840	293,520	20,511	136,028	59,776	216,315	77,205	
(8) 防災再開発促進地区のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え	13,602	218,670	789,917	60,922	325,877	177,544	564,343	225,574	
(9) 所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え	29,993,406	42,369,847	34,510,244	2,616,222	14,555,728	7,624,418	24,796,368	9,713,876	
(10) 日本船舶から日本船舶への買換え	964,100	1,527,100	1,392,636	104,815	592,734	305,459	1,003,008	389,628	
(11) 特別勘定の設定により課税の特例を受けた場合のその特別勘定に係る買換え		1,418,494	1,467,904	105,162	662,120	306,472	1,073,754	394,150	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成25年度	平成26年度	平成27年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例	476	0	0	0	0	0	0	0	
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	0	1,610	0	0	0	0	0	0	
平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	4,237,267	2,200,081	2,489,513	195,382	1,003,301	569,398	1,768,081	721,432	
技術研究組合の所得の計算の特例	361,411	102,106	28,291	1,970	13,158	5,742	20,870	7,421	
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	18,104,544	21,068,006	22,533,532	1,608,063	10,208,067	4,686,356	16,502,486	6,031,046	
認定特定非営利活動法人のみなし寄附金の損金算入の特例	11,235	17,135	34,035	2,370	15,829	6,908	25,107	8,928	
認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例	1,190,123	954,293	853,547	63,599	367,796	185,345	616,740	236,807	
社会保険診療報酬の所得の計算の特例	17,421	16,137	16,089	4,110	-	11,979	16,089	-	⑤
特定の医療法人の法人税率の特例	545,207	309,825	351,124	89,703	-	261,421	351,124	-	
農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例	3,025,444	3,094,543	3,721,737	259,257	1,730,528	755,549	2,745,334	976,403	
転廃業助成金等に係る課税の特例	3,726	3,571	2,177	152	1,012	442	1,606	571	
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	22,035,020	24,058,757	22,130,421	1,541,286	10,292,446	4,491,749	16,325,481	5,804,940	

(単体法人)

(単位:千円)

措置名	平成25年度	平成26年度	平成27年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例	2,357,296	3,033,446	934,072	75,139	363,579	218,976	657,694	276,378	
損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例	10,625,391	14,095,312	0	0	0	0	0	0	
保険会社の受取配当等の益金不算入の特例			16,707,061	1,388,744	6,188,456	4,047,194	11,624,394	5,082,667	
特定目的会社に係る課税の特例	37,873,621	63,457,597	66,172,960	4,608,656	30,775,809	13,430,939	48,815,404	17,357,556	③
投資法人に係る課税の特例	33,549,176	41,795,861	47,500,780	3,308,221	22,091,726	9,641,100	35,041,047	12,459,733	③
特定目的信託に係る受託法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	③
特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	③

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成25年度	平成26年度	平成27年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
中小企業者等である連結法人の法人税率の特例	14,556	16,051	14,247	3,640	-	10,607	14,247	-	
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	499,231	639,653	317,650	81,151	-	236,499	317,650	-	
(1) 試験研究費の総額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	-	-	①
(2) 中小企業技術基盤強化税制	468,549	447,247	245,181	62,637	-	182,544	245,181	-	
(3) 特別試験研究費の額に係る税額控除	-	-	231	59	-	172	231	-	②
(4) 連結繰越税額控除限度超過額に係る税額控除	-	-	-	-	-	-	-	-	①
(5) 繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る税額控除	6,443	1,497	153	39	-	114	153	-	
(6) ① 試験研究費の増加額に係る税額控除	23,718	190,909	71,616	18,296	-	53,320	71,616	-	②
② 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	521	0	469	120	-	349	469	-	②
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	7,244,839	7,236,883	7,535,516	602,138	2,961,479	1,754,804	5,318,421	2,217,095	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	4,407	1,222	6,443	1,646	-	4,797	6,443	-	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	846,026	940,305	639,241	44,520	297,299	129,745	471,564	167,677	
中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	7,405	67,664	51,992	13,282	-	38,710	51,992	-	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成25年度	平成26年度	平成27年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械 等を取得した場合の法人税額の特別控除	45,496	44,569	19,343	4,942	-	14,401	19,343	-	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業 用機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業 用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用 機械等を取得した場合の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用 機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機 械等を取得した場合の特別償却		0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機 械等を取得した場合の法人税額の特別控除		0	0	0	-	0	0	-	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場 合の法人税額の特別控除	0	0	0	0	-	0	0	-	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の 特別償却		0	0	0	0	0	0	0	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の 法人税額の特別控除		-	-	-	-	-	-	-	①
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場 合の特別償却	0	0	367	30	136	89	255	112	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場 合の法人税額の特別控除	-	-	-	-	-	-	-	-	①

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成25年度	平成26年度	平成27年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	0	1,380	10,173	846	3,768	2,464	7,078	3,095	
共同利用施設の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	③
特定農産加工品生産設備等の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定信頼性向上設備等の特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定地域における工業用機械等の特別償却	27,772	28,572	25,842	2,148	9,571	6,261	17,980	7,862	
(1) ① 過疎地域における工業用機械等の特別償却	10,324	21,344	25,785	2,143	9,550	6,247	17,940	7,845	
② 振興山村における工業用機械等の特別償却	1,619	7,099	0	0	0	0	0	0	
(2) ① 半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	0	129	57	5	21	14	40	17	
② 離島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
③ 奄美群島における産業振興機械等の割増償却	0	0	0	0	0	0	0	0	
④ 振興山村における産業振興機械等の割増償却			0	0	0	0	0	0	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	8,132	0	0	0	0	0	0	0	
医療用機器等の特別償却	8,954	11,266	16,943	1,406	6,292	4,098	11,796	5,147	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成25年度	平成26年度	平成27年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	191,215	156,644	78,455	6,522	29,057	19,007	54,586	23,869	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	1,863	48	2,888	240	1,071	699	2,010	878	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却(次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却)	0	0	0	0	0	0	0	0	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	79	0	1,448	101	673	294	1,068	380	
特定都市再生建築物等の割増償却(特定再開発建築物等の割増償却)	6,085	23,963	33,058	2,748	12,244	8,009	23,001	10,057	
倉庫用建物等の割増償却	1,442	272	215	18	80	52	150	65	
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	19,070	24,185	141,459	10,706	59,790	31,201	101,697	39,762	
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	192,912	99,388	665,547	51,217	275,361	149,262	475,840	189,707	
海外投資等損失準備金	107,591	255,673	0	0	-	0	0	-	⑤
新事業開拓事業者投資損失準備金		0	0	0	0	0	0	0	
特定事業再編投資損失準備金		30,619,228	0	0	0	0	0	0	
金属鉱業等鉱害防止準備金	1,009	2,561	431	36	160	104	300	131	
特定災害防止準備金	47,495	37,761	11,606	965	4,298	2,812	8,075	3,531	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成25年度	平成26年度	平成27年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
新幹線鉄道大規模改修準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
使用済燃料再処理準備金	4,791,102	4,394,820	7,117,183	591,643	2,635,986	1,724,218	4,951,847	2,165,336	
原子力発電施設解体準備金	109,108	1,298,634	3,054,318	253,902	1,131,225	739,943	2,125,070	929,248	
保険会社等の異常危険準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
関西国際空港用地整備準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
中部国際空港整備準備金	101,099	293,295	436,542	36,289	161,682	105,757	303,728	132,814	
特定船舶に係る特別修繕準備金	24,107	173,199	39,967	3,231	15,445	9,416	28,092	11,875	
中小連結法人等の貸倒引当金の特例	36,038	18,774	44,909	3,128	20,886	9,115	33,129	11,780	
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	15,325	15,335	0	0	0	0	0	0	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	15,325	4,653	0	0	0	0	0	0	
対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	0	1,860,492	1,364,399	128,716	389,482	375,116	893,314	471,085	④
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の連結所得の特別控除	0	0	0	0	0	0	0	0	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成25年度	平成26年度	平成27年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の連結所得の特別控除	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の連結所得の特別控除		0	888	62	413	180	655	233	
国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業経営基盤強化準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	
農用地等を取得した場合の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	2,475,790	1,055,859	1,554,913	128,758	579,405	375,238	1,083,401	471,512	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	34,248,866	5,552,415	2,302,077	188,435	873,229	549,153	1,610,817	691,260	
収用換地等の場合の連結所得の特別控除	85,756	156,577	136,457	11,288	50,931	32,896	95,115	41,342	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	2,287	0	2,097	174	777	508	1,459	638	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	4,017	2,870	5,233	428	1,987	1,248	3,663	1,570	
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除	0	0	1,048	87	388	254	729	319	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	9,269,798	12,454,670	6,122,687	505,080	2,295,006	1,471,942	4,272,028	1,850,659	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成25年度	平成26年度	平成27年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
(1) 所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え	1,678	751	2,509	175	1,167	509	1,851	658	
(2) 市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え	0	762	0	0	0	0	0	0	
(3) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4) 過疎地域の外から内への買換え		0	0	0	0	0	0	0	
(5) 都市機能誘導区域の外から内への買換え		0	0	0	0	0	0	0	
(6) 既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え	1,102	0	0	0	0	0	0	0	
(7) 農用地区域内にある土地等の買換え	0	0	0	0	0	0	0	0	
(8) 防災再開発促進地区のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え	0	92,186	186,044	15,466	68,905	45,071	129,442	56,602	
(9) 所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え	9,267,018	11,159,810	5,660,479	466,690	2,123,581	1,360,066	3,950,337	1,710,142	
(10) 日本船舶から日本船舶への買換え	0	81,549	0	0	0	0	0	0	
(11) 特別勘定の設定により課税の特例を受けた場合のその特別勘定に係る買換え		1,119,612	273,655	22,749	101,353	66,296	190,398	83,257	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成25年度	平成26年度	平成27年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	合計 (地方法人特別税を 含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	156,894	524,092	144,662	11,691	55,931	34,070	101,692	42,970	
技術研究組合の連結所得の計算の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	659,406	600,017	339,085	28,036	126,652	81,705	236,393	102,692	
認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例	85,055	73,934	67,179	5,569	24,992	16,229	46,790	20,389	
社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例	0	0	0	0	-	0	0	-	⑤
特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例	0	0	0	0	-	0	0	-	
農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
転廃業助成金等に係る課税の特例	0	0	0	0	0	0	0	0	
中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	30,796	34,961	38,528	2,683	17,919	7,820	28,422	10,106	
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例	46,731	124,876	167,411	13,836	62,567	40,324	116,727	50,684	

(連結法人)

(単位:千円)

措置名	平成25年度	平成26年度	平成27年度					備考	
	合計 (地方法人特別税を含む額)	合計 (地方法人特別税を含む額)	合計 (地方法人特別税を含む額)	道府県民税	事業税	市町村民税	小計		地方法人特別税
損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例	116,615	0	0	0	0	0	0	0	
保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例			126,846	10,545	46,980	30,730	88,255	38,591	

(注)は再推計を反映

備考欄の丸数字は、次のとおり。

- ① 地方税の計算において適用対象外
- ② 中小企業者等にのみ適用
- ③ 特別法人、特定目的会社及び投資法人等は外形標準課税の対象とならないため、全て非外形標準課税対象法人として計算
- ④ 単年度損益の計算において適用対象外
- ⑤ 事業税の所得計算において適用対象外

※1 税額控除の特例の影響額は次のとおりに算出した。：道府県民税及び市町村民税(国税控除額×住民税率)

※2 課税標準の特例(損金算入等)の影響額は次のとおりに算出した。：道府県民税及び市町村民税(国税影響額×法人税率×住民税率) 事業税(国税影響額×事業税率)

※3 地方法人特別税への影響額は次のとおりに算出した。：事業税×地方法人特別税率

※4 原則として、資本金1億円以下の法人を非外形標準課税対象法人(以下「非外形」という。)、資本金1億円超の法人を外形標準課税対象法人(以下「外形」という。)とし、それぞれに影響額を算出している。

※5 税率については、以下のとおり。

- ・住民税率：道府県民税(5.0%(平成26年10月1日以後に開始する事業年度分については3.2%)) 市町村民税(12.3%(平成26年10月1日以後に開始する事業年度分については9.7%))
- ・法人税率：25.5%(平成27年4月1日以後に開始する事業年度分については23.9%)
- ・事業税率：非外形(5.3%(平成26年10月1日以後に開始する事業年度分については6.7%))
外形(3.38%【うち0.48%は単年度損益分】、開始事業年度が平成26年10月1日～平成27年3月31日のものについては4.78%【うち0.48%は単年度損益分】、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については3.82%【うち0.72%は単年度損益分】)
- ・地方法人特別税率：非外形(81%(平成26年10月1日以後に開始する事業年度分については43.2%))
外形(148%(開始事業年度が平成26年10月1日～平成27年3月31日のものについては67.4%、平成27年4月1日以後開始事業年度については93.5%))

※6 林業等の事業税が非課税である事業等に係る影響額については、平成27年度課税状況調における総所得と各非課税所得等の割合を乗じて算出し、全体の影響額から控除した。

※7 連結法人分についても、単体法人と同様に影響額を算出した。

※8 「-」は制度上影響がないもの、「0」は影響額がない若しくは僅少であることを表している。

※9 「平成25年度・合計(地方法人特別税を含む額)」欄は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第189回国会提出)」に記載の「道府県民税」、「事業税」、「市町村民税」及び「地方法人特別税」を合計したものである。

※10 「平成26年度・合計(地方法人特別税を含む額)」欄は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第190回国会提出)」に記載の「道府県民税」、「事業税」、「市町村民税」及び「地方法人特別税」を合計したものである。